昭和五十一年度	○・九九八
昭和五十二年度	○・八二六
昭和五十三年度	○・六八九
昭和五十四年度	○・六二一
昭和五十五年度	○・五六三
昭和五十六年度	○・四五一
昭和五十七年度	○・三八四
昭和五十八年度	○・三四六
昭和五十九年度	○・三二一
昭和六十年度	○・二九一
昭和六十一年度	○・二六六
昭和六十二年度	○・二五八
昭和六十三年度	○・二五七
平成元年度	○・二四八
平成二年度	○・二二〇
平成三年度	○・一八四
平成四年度	○・一四六
平成五年度	○・一二八
平成六年度	○・一一三
平成七年度	○・一〇五
平成八年度	○・一〇五
平成九年度	○・一〇四
平成十年度	○・〇八五
平成十一年度から平成十八年度まで	○・〇七八
平成十九年度	○・〇七五
平成二十年度	○・〇七五
平成二十一年度	○・〇六〇
平成二十二年度	○・〇六〇
平成二十三年度	○・〇六〇
平成二十四年度	○・〇六〇
平成二十五年度	○・〇六〇
平成二十六年度	○・〇五六
平成二十七年度	○・〇二八
平成二十八年度	○・〇二〇
平成二十九年度	○・〇二〇
平成三十年度	○・〇一五

別表中「七八〇・七三六」を「七八四・六四五」に、「六五七・〇二七」を「六六〇・三一七」に、「六四二・二三二」を「六四五・四四九」に、「六一五・一二三」を「六一八・二〇四」に、「五七七・六九五」を「五七四・八一六」を「五七七・六九五」に、「五〇六・三二七」を「五〇八・八六三」に、「四四七・一六九」を「四四九・四〇九」に、「四七・二四七」を「四七・四八八」に、「二〇・五三九」を「二〇・六四七」に、「一〇・七八九」を「一〇・八四八」に、「七・九三一」を「七・九七六」に、「六・六七三」を「六・七一一」に、「六・三〇八」を「六・三四四」に、「五・八六二」を「五・八九六」に、「五・四四三」を「五・四七五」に、「五・四二三」を「五・四五六」に、「五・二三〇」を「五・二六一」に、「五・一六九」を「五・一九九」に、「四・九八四」を「四・六五五」に、「四・六八三」を「四・二九五」に、「四・三二一」を「三・九四五」に、「三・七三六」を「三・七六〇」に、「三・四四三」を「三・四六五」に、「三・二二七」を「三・二四八」に、「三・〇六五」を「三・〇八五」に、「二・八六〇」を「二・八七九」に、「二・六六九」を「二・七〇七」を「二・四〇七」に、「二・二〇五」を「二・二二一」に、「二・〇五五」を「二・〇七〇」に、「一・七三五」を「一・七四九」に、「一・二二〇」を「一・二三一」に、「〇・九八八」を「〇・九九八」に、「〇・八一七」を「〇・八二六」に、「〇・六八一」を「〇・六八九」に、「〇・六一三」を「〇・六二一」に、「〇・五五五」を「〇・五六三」に、「〇・四四四」を「〇・四五一」に、「〇・三七七」を「〇・三八四」に、「〇・三三九」を「〇・三四六」に、「〇・三一四」を「〇・三二一」に、「〇・二八五」を「〇・二九一」に、「〇・二六〇」を「〇・二六六」に、「〇・二五八」を「〇・二五一」に、「〇・二四二」を「〇・二四八」に、「〇・二二〇」を「〇・一七八」に、「〇・一八四」を「〇・一四〇」を「〇・一四六」に、「〇・一二二」を「〇・一二八」に、「〇・一〇八」を「〇・一一三」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇五」に、「〇・〇九九」を「〇・一〇四」に、「〇・〇七九」を「〇・〇八五」に、「〇・〇七三」を「〇・〇七八」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五五」を「〇・〇六〇」に、「〇・〇五一」を「〇・〇五六」に、「〇・〇二三」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一五」を「〇・〇二〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	○・〇六〇
平成二十六年度	○・〇五六
平成二十七年度	○・〇二八
平成二十八年度	○・〇二〇
平成二十九年度	○・〇二〇
平成三十年度	○・〇一五

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第六条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八〇五」を「八・八一五」に、「八・二九四」を「八・三〇四」に、「七・八一〇」を「七・八一九」に、「七・三五〇」を「七・三五九」に、「六・九一五」を「六・九二三」に、「六・一一〇」を「六・一一八」に、「五・七四一」を「五・七四七」に、「五・三八九」を「五・三九六」に、「五・〇五六」を「五・〇六二」に、「四・七四〇」を「四・七四六」に改める。